自己資本	
［略］	
リスク・アセット等	
［略］	
連結自己資本比率	
［略］	
（記載上の注意） ［１．～３．　略］ 第２　［略］	

自己資本	
［同左］	
リスク・アセット等	
［同左］	
連結自己資本比率	
［同左］	
（記載上の注意） ［１．～３．　同左］ 第２　［同左］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和二年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令による改正後の労働金庫法施行規則（以下「新規則」という。）第二十五条の規定は、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る計算関係書類（労働金庫法施行規則第二十二条第一号に規定する計算関係書類をいう。以下この項及び次項において同じ。）についての監査報告について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る計算関係書類についての監査報告については、なお従前の例による。

２　新規則第二十七条の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る計算関係書類についての会計監査報告について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る計算関係書類についての会計監査報告については、なお従前の例による。

３　新規則別紙様式第九号及び別紙様式第十号の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（労働金庫法（以下「法」という。）第九十四条第一項において準用する銀行法第十九条第一項に規定する業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

４　新規則別紙様式第九号の二及び別紙様式第十号の二の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（法第九十四条第一項において準用する銀行法第十九条第二項に規定する業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

○内閣府令・農林水産省令第六号

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第八十条第三項の規定に基づき、農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　江藤　拓

農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。